

路上喫煙・ 吸い殻ぽい捨て防止等 特集号

発行/伊丹市市民自治部環境政策室生活環境課 〒664-8503 伊丹市千僧1-1(市役所3階) TEL:072-781-5371



平成28年2月から、路上等の喫煙による身体や財産への被害を防止し、環境美化を推進することにより、安全で快適な生活環境を確保することを目的に、「伊丹市路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止に関する条例」がスタートしています。喫煙者をはじめ、みなさんのご協力をよろしくお願いいたします。

○平成28年2月1日より

「路上等喫煙禁止区域」及び「歩きたばこ・ぽい捨て防止重点区域」を指定
市内全域で迷惑な路上等喫煙をしない(努力義務)
条例の内容周知の為の啓発事業を開始

○平成28年7月1日より

「路上等喫煙禁止区域」内での喫煙の禁止
「歩きたばこ・ぽい捨て防止重点区域」内での歩きたばこ等及び吸い殻ぽい捨ての禁止
取締職員による指導の実施
違反者に対する1,000円の過料処分開始
(指導に従わず、路上等喫煙禁止区域内で喫煙を続けた場合)



喫煙規制に係る区域の概要

1 阪急伊丹駅 JR伊丹駅 両駅周辺のバス停・歩道・公園・広場を 「路上等喫煙禁止区域」に指定

⇒たばこを吸ったり、火のついたたばこを所持することはできません(平成28年7月1日より)。

■平成28年7月1日より、違反者には過料1,000円を科せられる場合があります。(顔写真付きの身分証明書を持つ職員の指導に従わず、なお路上等喫煙禁止区域で喫煙を続けた場合。)

2 中心市街地*を「歩きたばこ・ぽい捨て防止重点区域」に指定

⇒歩きたばこや自転車で移動中の喫煙を禁止(平成28年7月1日より)。
(過料処分はありませんが、啓発・注意を進めます。)

歩きたばこ・ぽい捨て防止重点区域

*伊丹市船原1丁目及び2丁目の一部/宮ノ前1丁目及び3丁目の全部、2丁目一部/西台1丁目及び2丁目の全部、3丁目、4丁目一部/中央1丁目、2丁目、3丁目及び6丁目の全部/4丁目及び5丁目一部/伊丹1丁目、2丁目及び3丁目の全部/東有岡1丁目一部/藤ノ木1丁目一部
(地図は2面右はしものをご参照ください)

3 市内全域でも…

⇒路上等の喫煙により他人に被害を与え、又は迷惑をかけることのないように注意しましょう!もちろんぽい捨ても禁止です。
条例の目的推進のための市の事業に協力をお願いします。
喫煙者の皆さんは、喫煙マナーを遵守しましょう!

特に周囲の子どもや妊娠中の人の前では配慮しましょう。

ところで…

Q. この条例で、路上等喫煙とは?道路上だけということ?
⇒A. 道路・公園・広場・緑地等、屋外の公共の場所で喫煙することです。

Q. 「路上等喫煙禁止区域」内では、全くたばこが吸えないのですか?
⇒A. 平成28年7月1日より、原則として区域内の道路・公園・広場といった屋外の公共の場所では吸えません。私有地や建物内の屋内は対象外です。私有地や建物内での喫煙については、それぞれの管理者の指示に従ってください。

Q. 違反したらどうなるのですか?
⇒A. 平成28年7月1日より、「路上等喫煙禁止区域」内での屋外の公共施設部分での喫煙は禁止です。身分証明書を携帯した職員が、違反者に対してたばこの火を消す等の指導をします。もしもこれに従わず喫煙を続けた場合は、1,000円の過料処分となります。

なお、「路上等喫煙禁止区域」外の「歩きたばこ・ぽい捨て防止重点区域」では、指導はいたしますが、**過料処分を行うことはありません。**

Q. 駅や店舗でも禁煙になっている中、駅前の屋外において、たばこはどこで吸えばいいのですか?
⇒A. 喫煙は阪急・JR伊丹駅周辺バスターミナル・道路・公園等の「路上等喫煙禁止区域」以外の場所で。マナーを守って、お互い気持ちよく!

(駅構内や建物内では、それぞれの管理者の指示に従ってください。)